

(写)

龍ヶ崎市職員の分限の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 1 9 日

龍ヶ崎市長 萩 原 勇

龍ヶ崎市条例第 6 号

龍ヶ崎市職員の分限の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例

龍ヶ崎市職員の分限の手續及び効果に関する条例（昭和 3 1 年龍ヶ崎市条例第 1 0 4 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（降任、免職及び休職の手續） 第 2 条 任命権者は、法第 2 8 条第 1 項第 2 号の規定に該当するものとして職員を降任し、若しくは免職する場合又は同条第 2 項第 1 号の規定に該当するものとして職員を休職する場合においては、 <u>医師 2 名（市規則で定める場合にあっては、1 名）</u> を指定してあらかじめ診断を行わせなければならない。	（降任、免職及び休職の手續） 第 2 条 任命権者は、法第 2 8 条第 1 項第 2 号の規定に該当するものとして職員を降任し、若しくは免職する場合又は同条第 2 項第 1 号の規定に該当するものとして職員を休職する場合においては、医師 2 名を指定してあらかじめ診断を行わせなければならない。
2 省 略	2 省 略

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の龍ヶ崎市職員の分限の手續及び効果に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に行う職員の降任、免職及び休職の手續について適用する。